

重 点 要 望 事 項

I. 支え合う地域づくり

1. 高齢者を支え合う地域づくり

(1) 人材の確保

① 介護報酬のアップとキャリアパスの構築

介護報酬全体をアップさせる中で、現在の介護職員処遇改善加算について、各事業所のキャリアパス制度の導入が進むよう支援を図ること。

② イメージアップへの取組

介護福祉士をはじめ介護従事者の社会的ステータス向上と、介護現場のマイナスイメージ払拭に向けて、当事者団体と協力してイメージアップ戦略に取り組むこと。

③ 定着率向上への支援

介護職員の定着率が高い事業者の優れている点等を調査・研究し、業界内の情報共有を通じレベルアップを図る取組を支援すること。

(2) サービス・住まいの確保

① 在宅医療・介護を支えるサービスの確保

定期巡回随時対応型訪問介護・看護、複合型サービス、小規模多機能型居宅介護サービス、訪問看護など在宅医療、介護を可能とするサービスが全市町で実施できるよう支援すること。

② 新しい地域支援事業の取組

既存の介護事業所によるサービスに加え、買物代行、外出支援、その他必要な日常生活の援助を、NPO、民間企業、ボランティアなど地域の多様な支え手によって行う「安心地区整備推進事業」モデル地区の更なる拡大促進を図り、地域支援事業の取組が進むよう支援すること。また、既存サービスが必要な高齢者に対しては、これまでと同様の訪問介護・通所介護サービスの確保を図ること。

③ 介護三施設の計画的整備

特別養護老人ホームや老人保健施設、介護療養型施設の介護三施設の計画的な整備を図り、要介護3以上の介護待機者の早期解消に努めること。また、既存施設の老朽化に対する大規模修繕や増床・改築、低所得利用者の生活保障を考慮した多床室施設の整備等に対し、計画的に必要な補助金の予算措置を図ること。

④ 住まいの確保

有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の適切な整備を促進し、生活支援サービスとの組み合わせによる安心の住まいを確保すること。また、国が推進しようとしている空き家の活用などによる低所得高齢者のための住宅の提供と家賃補助制度の導入を進めること。

(3) 「地域包括ケアシステム」の構築

① 在宅医療介護連携事業の計画的な取組

24時間介護サービスについて、利用者・事業者（訪問看護事業者、医療機関、ケアマネージャー、ヘルパーなど）への普及促進を図ること。

② 地域ケア会議への支援強化

多職種の第三者による専門的視点を交えてケアマネジメントの質を向上させるため、地域包括支援センター単位に開催される地域ケア会議の運営支援を積極的に行うこと。

③ 在宅介護体制の充実強化

高齢者の在宅生活を支えるため、生活援助員（LSA）等による24時間体制の見守りを行う地域サポート型特養の認定推進や、小学校区等の身近な地域での家事援助や配食等の重層的な生活支援サービスの提供体制の充実を推進すること。

④ 地域包括支援センターの体制強化、情報公表の推進

高齢者の総合相談の充実、地域支援事業の実施体制の強化等のため、地域包括ケアシステム構築の核となる地域包括支援センターの体制強化を進めるとともに、生活支援サービス等の情報公表を推進すること。

⑤ 医療と介護の情報共有

「h-Anshin(阪神)むこねっと」を地域包括支援システムで利用できるよう、介護関係機関での活用を支援すること。またデータヘルスの展開、地域における要支援者の把握、医療と介護間での情報共有等、効果的な支援体制の構築を進める上で、個人情報保護法を踏まえ関係者による適切な情報の共有が可能となるよう、条例の制定やガイドラインの整備等の検討を進めること。

(4) 認知症高齢者対策の推進

① 認知症初期集中支援チームの設置促進

高齢者等の認知症対策については、医療や介護、福祉等による連携を強化するとともに、認知症が疑われる早期の段階から家庭訪問を行い、認知症のアセスメントや家族支援を行う認知症初期集中支援チームを全市町への設置を進めること。

② 医師への認知症研修の充実

認知症に関する正しい知識と理解を持ち、早期発見・早期対応の向上につな

がる、かかりつけ医向けの認知症対応力向上研修の実施や、かかりつけ医への助言等を行う認知症サポート医の養成などをさらに積極的に推進すること。

③ 認知症の人とその家族を支援する体制の整備

認知症の人、その家族に対する支援を推進するため、認知症の人が自ら活動し楽しめる場であり、家族や地域住民がふれ合える場、わかり合える場、つながりの場である「認知症カフェ」の設置や、徘徊SOSネットワークの構築、さらには「高齢者安全・安心ブレスレット」の導入などを進めること。

④ 認知症サポーター養成の強化

誰もが認知症に対する知識を習得し、認知症の人を優しく見守る社会の実現に向け、キャラバンメイト養成の強化、市町と連携した養成講座の開催のさらなる推進、eラーニングの導入等に取り組み、より多くの認知症サポーターを養成すること。

⑤ 後見推進体制の整備

認知症高齢者や障がい者等が財産管理や契約を適切に行えるよう、「成年後見制度」の普及啓発、体制整備を推進するとともに、市町が行う「市民後見人」の育成を支援し、担い手育成に努めること。

(5) 健康増進の充実

県民の健康増進に取り組むことにより、健康寿命を延ばし元気に老後を過ごすことができる健康長寿社会を実現するため、健康づくりに積極的に取り組む高齢者等の増加を目指し、健康診断、保健指導の受診、健康体操や健康セミナーへの参加等に対するインセンティブとなる「ヘルスケアポイント制度(仮称)」を市町と連携して創設すること。

(6) その他

① 老人医療保険の保険料軽減

全ての方が保険料を負担し続けることができるよう、保険料の軽減の継続に努めること。

② 高齢者等に対する口腔ケアの普及促進

自宅療養者及び施設入居者の歯科医による往診治療など、要介護高齢者等に対する口腔ケアの普及を促進するとともに、歯科衛生士を引き続き施設に派遣すること。

また、「口腔保健支援センター」に歯科専門職を専従配置する等の体制強化を図るとともに、センターと連携した口腔保健施策を実施すること。

2. 生活困窮者支援の充実

(1) 一時生活支援事業の推進

生活困窮者自立支援法の施行に伴い、これまで県が行ってきた一時生活支援事業が各市に任意事業として移管されたが、実施していない市が存在することから、圏域ごとに共同運用する等の調整を図り、全県でのサービス提供の実現を目指すこと。

(2) 自立支援事業の着実な実施

住宅確保給付金の支給、中間的就労等就労支援、家計管理に関する指導等家計相談支援、子どもへの学習支援等、生活困窮者ひとりひとりの自立に必要な自立支援事業を、本人の状態に応じて、切れ目なく継続的に実施できるよう努めるとともに、NPO、民間企業・団体、ボランティアなどの支援活動に対しても支援強化を図ること。

(3) 子どもの貧困等への対応

① 貧困対策の推進

親から子への貧困の連鎖を断ち切るため、「子ども食堂」への支援事業や関係NPOへの支援など、国・市町・地域等と連携して、対策を推進すること。

② 子どもの学習支援

家庭での学習習慣が十分身につけていない子どもに対して、学習支援を行う「地域未来塾」を推進するなど、子どもの学力向上対策を強化すること。

3. 障がい者等への支援強化

(1) 制度の谷間のない支援

① 難病患者への支援強化

難病患者等も障がい児・者の範囲に加えられたことから、市町において、難病相談・支援センター等と連携した難病患者等に対する漏れのない障害福祉サービスが、難病患者や団体に対して格差なく提供されるよう支援すること。

② 無年金外国籍障がい者への支援拡充

無年金外国籍障がい者に対する福祉給付金支給制度を一層拡充し、年金受給者との格差の解消を図るとともに、国に対して引き続き救済措置の実施を求めること。また、国が救済措置を講じるまでの福祉的措置を引き続き実施すること。

③ 視覚・聴覚等重複障がい者の社会参加支援

視覚・聴覚等重複障がい者に対する聴覚障がい通訳、盲ろう通訳の人材確保、コミュニケーションの確保など社会参加と自立に向けた支援を強化すること。

(2) 障がい者の相談支援の強化

障害者総合支援法に基づくサービスの利用に当たっては、相談支援事業者が作成する「サービス利用計画」が必要となっており、基幹相談支援センターを中核とした市町における相談支援体制の整備を支援すること。また、精神障がい者および家族に対する訪問支援や相談体制の充実強化を図ること。

(3) 地域における障がい者の居住支援等の強化

① 精神障がい者の地域移行支援

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための相談、体験の機会提供、緊急時の受け入れ、地域の体制づくりなどを総合的に行う多機能の拠点整備や、ケアホームとグループホームが一元化されたサービス付きグループホームの整備を積極的に進めること。さらに、精神障がい者の地域移行を推進すること。

② 小規模作業所支援の継続

10人未満の障がい者小規模作業所についても、地域活動支援センターへの移行が可能になるよう、補助金による支援など県独自の支援策を引き続き講じること。

③ 目標工賃達成加算要件の見直し

就労継続支援B型事業所の目標工賃達成加算について、高工賃帯の水準を確保している事業所についても、前年度の増減に関わらず加算が算定できるようにするなど、要件の見直しについて、国に働きかけること。

④ 在宅障がい者の就労支援

ICTネットワークシステムを活用した障がい者の在宅ワークシステムの構築を支援するなど、在宅障がい者の就労支援を推進すること。

(4) 常時介護を要する重度障がい者に対する支援

① 経済的支援の充実

重度訪問介護の対象者が知的障がい者、精神障がい者等行動障害を有する者に拡大されていることから、引き続き必要予算を確保の上、市町支援事業の実施も含め、各市町で円滑な実施ができるよう措置すること。また、重度障害者医療費助成事業においては、償還払いが原則であるが、すでに現物給付化された高額療養費と同様に患者の立場に立った運用となるよう、市町と共に取り組むこと。

② 介護者支援の充実

重症心身障がい者(児)介護者へのレスパイト(一時預かり)対策施設をさらに拡充すること。

(5) 障がい児・者支援の強化

① 障害者施設の安全性の確保

本年7月に発生した相模原市の障害者施設の連続殺傷事件を受けて、二度と同様の事件が発生することがないように、障害者施設の安全性の確保を図ること。

② 支援体制の整備・強化

重症心身障がい児・者の地域生活支援のためのコーディネートを行う拠点の整備を積極的に進めること。

③ 入所施設の充実

障がい者支援施設の小規模化、施設敷地内グループホームの建設促進、個室化やユニット化、高齢者対応等の整備が促進されるよう支援強化を図ること。

④ 福祉医療費助成の制度化

県が実施している重度心身障がい児(者)、乳幼児、ひとり親家庭等に対する福祉医療費助成制度が、国において早急に制度化されるよう求めること。

⑤ 県立こども発達支援センターの機能強化

医師・看護師・療法士等の確保に努め、各関係機関や市町と連携して発達障がい児(者)の早期発見、相談、診断、療育指導等、支援の充実・強化を図ること。

⑥ 全県立病院への受付コンシェルジュの配置

全県立病院に、手話など障がい者からの相談に対応できる受付コンシェルジュを配置すること。

⑦ 発達障害者の自動運転免許取得支援制度の充実

県下すべての市町において実施されている身体障害者の自動車運転免許取得助成制度と同等の支援制度を、発達障害者についてもすべての市町で助成が受けられるよう指導、調整を図ること。

⑧ 障がい児・者等の活躍

事業協同組合(算定特例対象)の設立促進を図り、障がい者の雇用・就業の促進を図ること。また、農業や地域福祉の分野などで就労支援を含む社会参加の促進、障がい者の文化芸術の推進、身体障害者補助犬の普及や環境整備を推進すること。

4. 人権の尊重

(1) 市町の人権啓発活動に対する支援

人権啓発活動をさらに推進するとともに、市町が行う人権啓発活動に対する支援を充実させること。

(2) 登録型本人通知制度の市町への啓発推進

人権侵害を未然に防止するため、戸籍謄抄本不正取得の早期発見を図る「登録型本人通知制度」の導入に向けた市町に対する啓発を推進すること。

(3) ヘイトスピーチ対策

特定の人種や民族に対して差別や憎しみをあおる言動であるヘイトスピーチについて、いわゆるヘイトスピーチ規制法の趣旨を踏まえ、教職員が正しい歴史認識を持つための研修の実施や、将来を担う児童生徒へ発達段階に応じた人権教育を行うなど、外国人に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すること。

Ⅱ. 安心な地域づくり

1. 防災・減災対策の強化

(1) 南海トラフ地震などの災害への対策

① 災害対策の推進

近い将来の発生が懸念されている南海トラフ地震などの災害に備え、公立学校施設・住宅をはじめとする建築物の耐震化、密集市街地の改善・整備、津波対策等の防災機能の強化促進など、総合的な防災・減災対策に取り組むこと。

② 危機管理・防災態勢の整備

南海トラフ地震や山崎断層などに起因する内陸直下型地震発生時など、広域災害時の関係機関の連携及び初動体制の一層の強化を図るとともに、近隣府県を含めた広域的かつ総合的な危機管理・防災態勢や緊急物資の円滑な供給体制などの整備、充実にさらに取り組むこと。特に、物資の受入体制の不備など、本年4月に発生した熊本地震で浮き彫りになった課題へ対応するとともに、各種計画等を適宜見直すこと。

③ 被災者生活再建支援制度の充実

被災者生活再建支援制度の半壊世帯への支給対象拡大の要件緩和や災害救助法の改正、新法の創設、さらには、都道府県の拠出に対する財政支援など、さらなる制度の見直しを国へ求めること。

④ 住宅再建共済制度の加入促進

各種媒体を活用した住宅再建共済制度の広報及び民間団体と連携した加入促進員の増員等による効果的な取組を一層促進すること。

⑤ バックアップ構造の構築

首都圏大規模災害に備え、関西広域連合とも連携し、防災庁の設置等を含め、関西における首都機能のバックアップ構造の構築を国へ強く求めること。

⑥ 阪神・淡路大震災の経験・教訓の継承

阪神・淡路大震災からの復興過程から得られた知見を東日本大震災・熊本地震の被災地、被災者への支援に生かすとともに、教訓の継承・発信に努めること。

⑦ 消防団活動の充実・強化

地域防災力の強化のため、消防団活動の充実、職域団体の活用、女性の登用など団員確保に向けた啓発支援を行うこと。

⑧ 密集市街地における防災対策推進

密集市街地における「防災街区整備方針」にもとづき、防災上の課題のある地区については、地域住民の合意形成等を促す環境を市町とともに整備し、老朽家屋の建て替え等による耐火性や耐震性の確保、避難・延焼防止及び消火救出活動に有効な道路・公園等の公共施設の整備、消防水利・備蓄倉庫等の防災施設の整備を推進すること。

⑨ 「感震ブレーカー」の配布

防災対策完了までの当面の応急措置として、国でも推進している「感震ブレーカー」を配布する等積極的に市町へ支援していくこと。

⑩ 原子力災害対策

県が平成26年4月に公表した「放射性物質拡散シミュレーション」の結果や、国の原子力災害対策指針に基づき、UPZ（緊急時防護措置準備区域。原子力施設から概ね半径30km圏内）外における必要な防護措置について、県内の関係市町に十分な説明を行うとともに、対策経費に対する財政支援を行うこと。

(2) 社会基盤インフラ整備の推進《最重点要望事項 1》

① 財源の確保

投資的経費の県単独事業は近年縮小傾向が続いていることから、地方部を中心に社会基盤インフラの整備の遅れが懸念されている。各地域の県民が安全安心に暮らし、地域の活力を生み出していくため、生活の基盤を支えている道路や河川、港湾等の社会基盤インフラ整備の充実を図るため必要な予算を確保すること。

② 緊急防災・減災事業債の期間延長

公共施設等の耐震化や防災行政無線設備の整備を促進する緊急防災・減災事業債について、計画的な整備を推進するため、平成28年度末までとなっている制度の期間を延長するよう、国に強く要望すること。

③ インフラの整備と管理

高度成長期以降に整備した老朽化が進む橋梁や道路、県営住宅、学校、上下

水道、港湾係留施設、排水機場、ため池、井堰などのインフラのアセットマネジメント手法による計画的・効率的な維持管理保全、改修を着実に推進することにより、ライフサイクルコストの低減等に努めるとともに、整備したインフラの固定資産台帳の整備を進めること。

④ 各種整備計画の推進

施設等の更新は防災・減災力を向上させるのみならず地域経済の活性化にも寄与することから、「津波防災インフラ整備計画」や「ひょうごインフラ・メンテナンス10箇年計画」などを着実に推進すること。

(3) ゲリラ豪雨・土砂災害等への対策

① ゲリラ豪雨等地域災害への対策

近年頻発するゲリラ豪雨等の自然災害による被害を最小限に食い止めるため、CGハザードマップ・内水ハザードマップ等の周知徹底をし、周辺住宅地での雨水貯留・浸透施設の整備、土砂災害対策、地下街への浸水対策などに可能な限り短期集中的に整備・更新を図ること。

② 河川整備、流域対策の推進

総合治水条例に基づく地域総合治水推進計画による河川整備や流域対策において、優先度の高い事業については、早急に具現化に努めること。

③ 土砂災害対策の強化

第2次山地防災・土砂災害対策5箇年計画に基づき、砂防えん堤や待受擁壁等の整備を強化すること。

また、警戒避難態勢の整備を推進するため、土砂災害特別警戒区域(R区域)の指定に本格的に取り組むこと。

(4) 地域の特性に合わせた防災計画の策定を推進

① 「県地域防災計画」の実施

「県地域防災計画」の実施にあたっては、市町と連携した災害時要援護者支援の取組を強化するとともに、福祉避難所の充実や帰宅困難者に対する一時避難所の確保、津波避難場所としての高速道路や駅舎の活用等、災害発生時における市町を跨る避難対応についてさらに協議を進めること。また、災害時医療支援に有効とされる災害時多目的船による海上ルートからの災害支援について、隣接府県との検討を加速させること。

② 地域コミュニティの防災力強化

地域コミュニティの防災力を強化し、災害時の自助・共助の機能が発揮されるような地域づくりへの支援を行うこと。特に、避難勧告・指示が発令された場合の訓練や、防災リーダーの活用、避難行動要支援者の要支援者指定、ひょうご防災ネットのメール登録、家屋の耐震補強等、地域コミュニティとして具体的に取り組むべき事項をメニュー化し、災害に備える行動が促進されるよう

な実効性ある施策を推進すること。

(5) 東日本大震災被災地への支援の継続

被災地の現地ニーズに応じた専門家や技術者の人材支援を継続するとともに、派遣職員の心のケアを含めたサポートをしっかりと行うこと。また、県内避難者の実態を踏まえた居住、就学支援や情報提供を継続すること。

2. 安心な医療体制の再構築

(1) 医師・看護師確保対策等の推進

① 医療人材の養成

特定の地域・診療科で医師が不足している状況であることから、「兵庫県地域医療支援センター」については、県内の医師不足の状況等を把握・分析し、医師のキャリア形成支援や医師不足病院への支援等を充実させること。また、ベテラン医師の地方への派遣やICTを活用した医療支援等を行う神戸大学の「地域医療活性化センター」と連携し、医師確保対策を総合的に推進すること。

② へき地勤務医師の確保

へき地勤務医師の養成枠の拡大を図るとともに、地域医師県採用制度の充実強化を図り、へき地における公立病院等の医師確保について支援を行うこと。また、へき地等不採算医療に対する財政支援の拡充を国に求めること。

③ 女性医師等の就業促進

女性医師等の一層の活用を図るため、多様な勤務形態の提供をはじめ、さらなる再就業研修や病院内保育所運営費補助等により、女性医師等が再就業し、働きやすい環境づくりに取り組むこと。

④ 地域医療体制の充実・周産期医療の充実

「かかりつけ医」制度の推進強化により、地域医療連携をさらに進めること。また、誰もが安心して住んでいる地域で子どもを産み育てられるよう、地域医療機関においても産婦人科医の確保と助産師の養成及び資質向上、ハイリスク妊婦及び新生児に対応できる高度専門的な周産期医療の充実を図ること。

⑤ 看護師確保対策

看護師の不足及び地域偏在を解消するために、処遇改善による看護師の離職防止・定着促進を図るとともに、潜在看護師を活用するため、復職相談体制の充実を図ること。

また、訪問看護にあたる看護師のニーズを充足するため、看護師の資質向上や研修の充実等の取組を強化すること。

(2) 救急医療対策の推進

① 夜間休日の救急医療の体制強化

夜間及び休日の救急医療を確保するため、救命救急センター等の体制確立と県下全域への導入を促進するとともに、二次救急医療体制における病院群輪番制の充実強化と三次救急医療体制の早期確立、医療機関と消防機関との連携によるネットワークシステムの導入支援方策を講じること。

② 小児救急医療体制の充実

小児科医以外の医師や看護師等の救急医療関係者に対する小児救急医療研修を推進するとともに、小児集中治療室（P I C U）における専門医療チームの強化・拡充を図り、小児救急医療体制の充実に取り組むこと。

③ 小児救急医療電話相談の窓口一本化による利便性向上

小児救急医療電話相談の受付体制が、全国統一番号の# 8 0 0 0と県下9圏域ごとの独自番号に分かれ、かつ、圏域ごとに相談受付時間等のサービスレベルに格差が生じていることから、I C Tを活用した受信システムを構築して# 8 0 0 0に電話番号を一本化し、着信率・サービスレベルの向上を図ること。

(3) がん対策の推進《最重点要望事項 2》

① 女性特有のがん対策の推進

乳がん及び子宮頸がん検診の無料化を継続するよう国に求めるとともに、がん検診の推進強化を目指す「コール・リコール制度」の積極的な導入を図り、市町への取組支援と併せ、事業所や関係機関と連携し、さらなる普及啓発を進め、がん検診受診率の向上に努めるとともに、財政的支援を国に要望すること。また、マンモグラフィ読影医及び女性の撮影技師の養成を図ること。

② がんサポート対策の推進

がん患者の仕事と治療の両立など、社会復帰をサポートするため、がん治療に伴う外見上の悩み、脱毛や皮膚の変色などに対処する「アピアランス」（外見を意味する英語）支援センターを県立がんセンター等に設置すること。

③ 小児がん対策の推進

国の小児がん拠点病院指定を受けた県立こども病院を中心に、放射線治療、相談支援、学習や家族との生活を維持するための支援、患者および家族を支える団体等の活動への支援を積極的に推進すること。

さらに、小児がんなどの重い病気で入院している子どもたちに寄り添い、治療へのストレスを癒やし、病気と闘う勇気を与えるようトレーニングされた犬「ファシリティドッグ」による動物介在療法の導入について検討すること。

④ がん予防の推進

放射線治療等がん専門医の養成・確保、チーム医療による総合的ながん治療体制の確保、緩和ケア、ターミナルケアなどを積極的に推進すること。がん検

診推進事業の恒久化、予防対策にかかわる財源確保を国に求めること。

また、篠山市が実施している全中学1年生を対象に胃がんリスクを大きく軽減するとされるピロリ菌検査、除菌への助成制度を県下全ての市町で実施できるよう支援制度を確立すること。加えて、がん検診の受診率を向上し、がん予防を進めるため、がん教育を一層推進すること。

(4) 疾病対策の推進

① 再生医療の推進

i P S細胞を備蓄して再生医療に活用するため、京都大学i P S細胞研究所が実施する「i P S細胞ストック事業」に対し、保存しているさい帯血の提供体制や保有状況に関する情報開示などN P O法人「兵庫さい帯血バンク」の運営を支援するとともに、今後の組織運営についても支援すること。

② 透析医療体制の充実

県内透析医療の質的向上と離島・中山間地等の地域間格差や施設間格差の解消に取り組むなど腎臓病患者への支援を充実すること。また、災害時における水の確保の重要性に鑑み、各施設・病院に対して必要量・給水方法を調査するとともに、各市町との協定を結ぶよう県が支援を行うこと。

③ アレルギー性疾患対策の推進

アレルギー性疾患医療体制や県立病院のアレルギー外来の充実など、アレルギー性疾患対策の総合的取組を推進すること。

④ 性感染症対策の推進

性感染症予防に対する学校教育や危険回避への意識付けを行うほか、夜間・休日検査の拡充など、エイズ・性感染症対策を総合的に推進すること。

⑤ 全新生児への聴覚スクリーニング検査の実施

聴覚障害は、早期に発見されて、補聴器や人工内耳などの適切な支援が行われれば障害による影響が最小限に抑えられ、コミュニケーションや言語の発達が促進されて社会参加が容易になることから、全ての新生児に対する聴覚スクリーニング検査を実施すること。

⑥ 肝炎対策の推進

日本肝炎デー（7/28）を活用したウィルス健診キャンペーンを行うなど、啓発活動を強化し、肝炎ウィルス検査の受診促進を図ること。

⑦ 脳脊髄液減少症治療体制の強化と患者支援の推進

ブラッドパッチ療法が保険適用されたことを受け、県内での治療体制のさらなる充実を図るとともに、医師や教諭対象の研修会の開催、学校関係者らへの同症に関する情報提供など、本病について広く県民に周知すること。

さらに近年増加している「脳脊髄液減少症」などの後遺症で悩む交通事故被害者に対し、医療機関の紹介など適切な支援を行うこと。

(5) 難病対策の推進

① 患者・家族への支援強化

難病患者への医療費支援や団体・家族に対する支援など難病対策の充実に取り組むこと。さらに、受給者証の継続更新については、郵送等による手続きの簡素化を図ること。

② リウマチ患者支援の推進

健康診断でのリウマチ疾患の発見と早期治療の啓発に努めること。また、生物学的製剤治療を行うリウマチ患者に対する高額療養費の見直しなど財政的支援を国へ求めるとともに、県としての支援策を検討すること。

③ 医療費助成制度間の不均衡の是正

難病・小児慢性特定疾病に係る医療費助成の制度改正により、対象拡大、自己負担割合引下げ及び所得に応じた負担上限額設定が行われた結果、改正前から同助成を受けていた者の中には乳幼児等医療費助成事業等の助成を受ける者よりも多くの医療費を自己負担するケースが生じており、適用される制度の違いによる不均衡が生じていることから、これを是正する対策を講ずること。

(6) こころのケア施策の推進

① 音楽療法の普及・定着

音楽療法の普及・定着を目指して、音楽療法定着促進事業を継続するとともに、兵庫県音楽療法士会と連携を図り、取組を強化すること。

② 自殺防止対策

近年減少傾向にある自殺者数のより一層の低減を図るため、こころの健康保持対策を進めるとともに、カウンセリングの充実や遺族へのケアなど自殺防止へ向けた総合的な対策を推進すること。

③ 認知行動療法の推進

認知行動療法の県内での推進に努めるとともに、うつ病等に対する早期発見から治療、社会復帰までの支援体制を充実すること。

(7) 動物愛護の機能強化

「動物愛護管理推進計画」に基づき、動物管理、動物愛護対策について警察、教育機関など関係機関と連携して取り組み、県民の動物愛護意識の醸成に努めること。特に、動物の遺棄、殺傷、不適切飼育について、「動物の愛護及び管理に関する法律」の趣旨を、動物愛護センターをはじめとする現場の担当者に周知徹底すること。

また、殺処分ゼロを目指して譲渡数の拡大を図るとともに、動物愛護センターに警察官OBなどによるアニマルポリスを配置し、動物虐待など監視強化を図ること。加えて、ペット（特に猫）の飼い主責任を明確にするためのペット

の飼育方法のガイドラインを作成するとともに、条例改正を行うこと。

(8) 国民健康保険移管への対応

平成 30 年度から国民健康保険の保険者が市町から県へと移管されることから、保険料等の格差是正、都道府県の関与のあり方などの制度詳細や財源対策などについて、地方の意見を反映させるよう国に対して要望すること。また、特定健診、保健指導等による医療費適正化や任意給付など、市町が先駆的に取り組んできた施策の継続等に配慮しつつ、将来的な保険料や給付内容の平準化に向け、持続可能な制度構築に取り組むこと。

3. 防犯・犯罪対策の推進

(1) 警察体制の整備

① 人材の育成・確保

警察官定員の充足に向け、新規採用のあり方について、警察業務の魅力等の積極的な情報発信、志望者の適性の見極め手法や面接官の資質向上等の改革を進めるとともに、若手警察官の育成・定着を図るためのフォロー体制を強化し、人材の確保・育成を強化すること。

また、退職警察官の積極的な再任用、女性警察官の比率目標を設定し、計画的な採用を進めることなどにより、多様な人材確保に努めること。

② 警察官の職務規律の徹底

警察官の職務倫理向上に向けた取組を強化し、県民から信頼される警察となるように努めること。

③ 警察施設の整備推進

老朽化や狭隘状態になっている警察署や交番等の建て替え、大規模改修を計画的に推進すること。また、警察官（駐在所の家族も含む）に必要な機材や備品の充実を図ること。

加えて、女性警察官にも配慮した職場環境整備や機材・備品の充実も図ること。

(2) 刑法犯罪対策の強化

① 反社会的組織の撲滅

暴力団排除条例を効果的に活用し、事務所の開設・運営の禁止など行政命令等を積極的に発令すること。また、条例施行前に開設された事務所や住居等の拠点については、地元住民の排除運動を積極的に支援するとともに、場合によっては拠点となっている物件を一時的に県や市町が買取りを行う等により、拠点からの排除実現に向けて積極的に取り組むこと。

② 国際犯罪組織の取締り強化

不法滞在者の取締り強化とともにヤード対策を継続し、国際犯罪組織の実態解明を推進すること。

③ 少年非行への対策強化

暴走族への対策を含め、凶悪・粗暴化する少年非行に対し、学校・P T Aと連携した街頭補導および検挙活動等の対策を強化すること。

④ 薬物濫用防止対策の強化

覚醒剤や大麻、MDMA、シンナー、危険ドラッグ等の薬物乱用防止対策について、引き続き摘発、取締りを強化するとともに、ネット上の取引に移行している危険ドラッグ対策は、ネット販売の監視体制の強化を図ること。

(3) 地域の防犯対策の強化

① 「ひょうご地域安全S O Sキャッチ事業」の普及・促進

地域に潜む犯罪の兆候を早期につかみ、防犯力向上につなげていく「ひょうご地域安全S O Sキャッチ事業」の普及啓発を促進するとともに、県・市町、関係機関との連携により、さらに効果的な実施に努めること。

また、受信結果や地域特性、相談者の特性等を分析し、効果的な広報や犯罪抑止を図ること。

② 子どもと女性を守る対策の充実強化

地域の高齢化や空き家の増加等の社会情勢変化に合わせ、子どもを守る110番の家・店・車の充実、見直しを図るとともに、レディースサポート交番の拡充を推進し、子どもと女性を守る対策を強化すること。児童虐待事案については、児童の安全確保を最優先し、子ども家庭センターとの連携を強化すること。また、少年犯罪防止に向け、学校・P T A・自治会等と連携した補導活動を強化するとともに、犯罪を未然に防止するための声かけ運動等を推進すること。

③ 防犯カメラ設置の推進

犯罪の抑止と捜査力向上が期待される防犯カメラの設置を推進するために、防犯カメラ設置補助事業の補助上限額と設置件数の引き上げを図ること。

通学路の安全確保の観点から、必要な場所への防犯カメラの設置を市町と連携して推進すること。

また、地域の防犯上、カメラが必要な箇所について、警察が地域コミュニティに対し積極的に設置を推進して、防犯カメラの設置状況に地域格差が出ないようにフォローすること。

④ 巡回連絡やパトロールの強化

地域住民の把握によって、犯罪の抑止や災害時などの迅速な対応が可能となることから、日ごろから巡回連絡やパトロールの強化に努め、地域の方々に「顔がわかるお巡りさん」として存在を示して体感治安の向上を図ること。

⑤ 迷惑防止条例の改正内容の周知と適正な運用

嫌がらせ行為の禁止やひわいな行為の禁止について、改正のあった迷惑防止条例の内容の県民への周知徹底を図るとともに、県民の正当な権利の侵害につながらないように適正に運用を行い、条例改正の趣旨に沿った取締りを行うこと。

(4) 犯罪対策・犯罪被害者対策の推進

① 初動対応の強化

「地域警察デジタル無線システム」の活用を通して、初動対応の強化を図ること。

② サイバー犯罪対策の強化

サイバー犯罪に的確に対応し、IT社会における県民の安心・安全を確保するとともに、関連犯罪の取締りを強化すること。特に、スマートフォンの普及など、急速なインターネット環境の変化によって増加しているSNSなどを利用した児童売春・児童ポルノ事件など、青少年の健全育成に悪影響を及ぼすサイバー犯罪の取締りと広報啓発活動の取組について強化すること。

③ 犯罪被害者等の支援強化

犯罪被害者等基本法の目的に基づいて、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図る施策・支援を推進すること。併せて、被害者に対するマスコミの取材や報道等について、被害者のプライバシー保護の確保にも努めること。

④ 知能犯罪対策の強化

「振り込め詐欺」をはじめとする特殊詐欺など身近な知能犯罪から県民を守る対策及び取締りを強化し、発生件数、被害金額の減少を実現すること。

4. 自転車事故防止等の交通安全対策強化

(1) 交通安全対策の推進

① 危険運転の取締り強化

飲酒運転の取締り強化と関係業界への啓発を推進すること。

② 高齢者等の運転事故防止

高齢者の自動車事故防止のため、運転免許証の自主返納を一層促進するとともに、意識障害の可能性があるドライバーへの運転免許証の交付・更新が慎重に対応されるよう対策を講じること。また、ハンドル型電動車いすに係る事故防止対策に取り組むなど、高齢者、子ども、障がい者等の交通弱者に配慮し、交差点改良や道路照明、通学園路への信号機設置など安全施設の整備を推進すること。

③ 住宅地の交通安全対策

住宅地、学校隣接地域等の安心・安全・快適な交通環境の整備を図るため、ゾーン30を積極的に推進し、地域住民・道路管理者・警察の3者による協議会等を立ち

上げるなどの対策を講じること。

④ 「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」等に基づく自転車事故防止策の推進

関係機関と連携して施行された条例内容の周知徹底を図るとともに、改正道交法に基づく自転車事故防止のための取締りや指導、交通安全教育の推進を図ること。また、国土交通省と警察庁が改定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」に基づき、自転車専用道等の整備を推進すること。あわせて、自転車保険への加入を促進すること。

(2) 通学路対策の推進

通学路の安全確保を図るため、保護者・警察・道路管理者・地域などが連携して行った一斉点検の結果をもとに、通学路における歩道や自転車専用道等の早期の整備を図ること。

5. 「空き家」問題への対応

(1) 空き家の利活用等

「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、空き家対策を総合的かつ計画的に推進できるよう、市町に対し情報提供や、技術的助言、市町間の連絡調整等を行い、空き家の適正管理に資する取組を支援すること。

(2) 既存住宅の有効活用

地域創生の実現の観点から、既存の住宅ストックを若年世帯の移住・定住の受皿や福祉拠点等として活用するため、市町や関係団体と連携し、既存の住み替え支援制度を利用するために必要な改修への支援等に取り組むこと。また、政令指定都市及び中核市についても適用可能な支援策を講じること。

(3) 住宅リフォームの推進

地域創生の観点から、住宅リフォーム環境の整備、リフォーム相談等の充実に加え、国が実施しようとしている中古住宅へのリフォーム工事費補助等を活用して空き家の解消を促すなど、市町と連携した取組を進めること。

Ⅲ. 持続可能な地域づくり

1. 財政健全化に向けた着実な県政運営の推進

(1) 行革推進方策の着実な実行と検証

① 第3次行財政構造改革推進方策の完了

「行財政構造改革の推進に関する条例」を制定し、期間と目標を定め、県民に協力をお願いしてこれまで取り組んできた背景を踏まえ、平成30年度で一旦行革を終了させること。

② 県単独事業の充実

投資事業などをはじめとする県単独事業の実施は、地域での雇用を生み出し、地域間交流を盛んにするなど、地域創生の観点からも一定必要であることから、県単独事業は削減ばかりではなく、必要に応じその拡充を図ること。

③ 事務事業の見直し

老人医療費助成事業や私立高等学校等生徒授業料軽減補助事業等の事務事業について、安易に更なる削減に取り組むのではなく、新たな事業の内容や必要性など慎重に議論をして、県民の理解を得て進めて行くこと。

④ 特別職の給与措置

特別職については、その職制上、行革の目標達成に向けて率先した行動を実施する責務があるため、様々な事業を廃止・縮小する一方で、特別職の給与抑制措置を段階的とはいえ縮小するのは県民の理解が得られないため、抑制措置を維持すること。

(2) 持続可能な県政の推進

① 県と市町の役割明確化

県が担うべき業務を検証し、さらなる権限と財源の移譲を進め、二重行政や重複事業の廃止に努めるとともに、不要不急な事業の削減等を行い、さらなる業務の効率化を行うこと。

② 財政の健全化

財政の健全化を図り、県民の信頼に応えるため、平成29年度までに発生主義・複式簿記の導入、固定資産台帳の整備等による全国統一基準での財務書類を着実に作成し、県民にわかりやすい公表に努めるとともに、活用方法を積極的に検討すること。また、人口激減社会及び投資の後年度の受益負担の明確化に備えて、早急に減価償却・積立（引当）金制度を導入し、後年度の新たな投資額を抑制すること。

③ 公社、外郭団体の改革促進

外郭団体等に対して、事務事業や組織体制等の徹底した検証を行い、会計指

導の徹底など不断の見直しを行うこと。

(3) 県立大学の改革促進

① 運営体制の改革

「兵庫県公立大学法人評価委員会」による評価報告書を踏まえ、山積する課題に対応するため、現在兼任となっている理事長と学長について、理事長は大学運営に、学長は教学に専念し、それぞれが強力なリーダーシップを発揮できる体制を早期に構築すること。

② グローバル化への取組

他大学に見劣りすることのないよう、県立大学の強みを生かせる分野における国際人材の育成を図るため、英会話能力の向上、海外インターンシップの拡充など、グローバル化への一層の取組を図ること。

③ キャリア教育の充実

学生が自分自身で将来設計を描き、それが実現できる能力を身につけ、地域企業をはじめとする社会で活躍出来るよう、キャリア教育を充実させること。

④ 地方創生推進事業の推進

地（知）の拠点大学による地方創生推進事業などを活用して、地域創生の推進に寄与する人材の育成を図るとともに、地元雇用の創出や人材の定着に向けた取組を推進すること。

(4) 研究機関の機能強化

① 研究環境等の整備

研究機関における技術者、研究員の後継者育成や人材確保に向けた予算の拡充に努め、研究成果がさらに挙がる環境を整備すること。

② 工業技術センターの機能強化

建替整備の行われた工業技術センターについて、県内技術支援機関の中核拠点として、中小企業のものづくり産業の競争力の強化や兵庫発のオンリーワン企業の育成に寄与する取組など、機能強化を図ること。

③ 福祉のまちづくり研究所の研究・実践の推進

ユニバーサル社会づくりの拠点である福祉のまちづくり研究所について、最先端医療技術を取り入れたロボットリハビリテーションの普及など、障がい者や高齢者等の社会参加を促す研究・実践を一層推進すること。

2. 「人が生きる、地方創生。」に向けた取組の推進

(1) 人の流れの転換

① 東京圏からの転入増に向けた取組

現在も続く東京圏の人口増加、新規企業進出、大学の定員増や新大学設置等の流れを断ち、地方への分散を促す国関係機関の地方移転（特に防災庁を新設し兵庫県に設置）や法人税の地方軽減、大学の新設・定員の抑制、地方企業へ就職した場合の奨学金免除等について、国に強く働き掛けるとともに、国の動きを踏まえ兵庫県独自の取組を強化すること。

② U J I ターンの促進

若年労働者の域外流出等による著しい人口減少や深刻な労働力不足が懸念される地域において設置された協議会での議論を踏まえ、県においては、広域的な立場での人材の派遣など具体的な計画を立て、実施する支援組織をつくり、地域の実情に合わせたU J I ターンや地域内定着を促進すること。

③ 地域おこし協力隊等の推進

都市地域から過疎地域等へ住民票を移し、地域に居住して地域協力活動を行う「地域おこし協力隊」事業の取組や、意欲ある都市の若者等の地域外の人材を長期的に受け入れる都市農村共生・対流総合対策事業を活用した取組を積極的に推進すること。さらに、「子ども滞在型農山漁村体験教育」にも取り組むこと。

④ ひょうごサポーター制度の創設

兵庫県が大好きで、もっともっと兵庫県を応援したい、兵庫県に貢献したい、兵庫県を良くしたいと思って頂いている全国・県下の個人・企業・団体を『ひょうごサポーター（仮称）』として登録し、ふるさと納税を活用して、県事業の活性化や観光PR、地域振興に繋げていくための制度を創設すること。

(2) 地域を支える産業の充実、支援

① 地域再生促進事業の推進と構造改革特区制度の積極的な活用

NPO等の活動を支援する地域再生法に基づく自主的・自立的な取組である地域再生計画の策定、実行を積極的に推進すること。また、国家戦略特区について、本県を含む「関西圏 国家戦略特別区域」では、医療イノベーションや国際ビジネス拠点としてのまちづくりに向け、規制改革項目の活用などにより、企業が速やかに事業展開できるよう財政面も含め取組を継続して支援すること。「養父市 中山間農業改革特区」では、事業計画の具体化に向けて、企業等が速やかに事業展開できるよう、養父市の取組を支援するとともに、中山間地域での農業モデルとして発信すること。

② 連携中枢都市圏・地域活性化に取り組む地域への支援

高度医療提供体制や6次産業化の支援、子育て支援、さらには地域交通の確保など、圏域全体の住民の暮らしを支えることが期待される連携中枢都市圏や中心市を核とした活性化を進める地域について、県として必要な助言を行うなど、積極的に連携し、支援すること。

③ 兵庫の強みを生かした産業力強化の取組

本県が誇るものづくり産業の集積や、世界的な科学技術基盤であるスーパーコンピュータ「京」、SPRING-8、SACLA等を活用した次世代産業創出の支援を強化するとともに、これらの強みを生かして県内への企業誘致をさらに促進すること。また、地域の特色を生かした戦略的な地域産業の育成や、圏域の生活を支える生活産業の維持等、統一感とバランス感のある産業政策を推進すること。新規事業の起業支援については、シニアや女性も含めさらに拡充し、県内経済のイノベーションにつながる事業育成に努めること。

(3) ものづくり産業を支えるIT人材の育成

① IT人材の育成支援

労働生産性の向上に不可欠であるIT人材育成のため、産官学の連携を推進するとともに、職業訓練を実施する事業主への助成金の拡充、在職者訓練の充実などに取り組むこと。

また、ものづくり分野での女性IT人材の活躍促進に向けた支援として、職場・作業環境改善に対する助成、税制優遇措置、教育訓練に対する助成制度などを創設すること。

② 小規模事業者のIT導入支援

小規模事業者のIT活用による事業拡大や新分野への参入を促進するため、小規模事業者のIT導入を支援すること。

(4) 三宮駅周辺の整備開発の支援

JR、阪急の三宮駅ビルはじめ三宮周辺の整備開発に当たっては、兵庫県そして国際都市神戸の玄関口としてふさわしい高い機能性や利便性を有し、災害に強く環境に配慮した魅力あふれる開発となるよう、事業者、神戸市と連携し、支援を行うこと。また、再開発を円滑に進めるため、三宮の特定都市再生緊急整備地域への指定、都市再生緊急整備地域に係る税制特例の適用期限の延長について、国に強く要望すること。

(5) 高齢者の様々な場面での活躍

① 元気な高齢者への就業支援

企業、経済団体、シルバー人材センター等と連携を強化することにより、高齢者の豊富な知識・技能・経験等を活かせる在宅ワークも含めた多様な働き方

の就業機会を創出するとともに、就業意欲のある高齢者とのマッチングを充実させること。

② 高齢者の多様な社会参加を促進

I C T活用などによる情報受発信により、高齢者が生涯学習等として“学ぶ”、“教える”機会を拡大し、自治会・老人クラブなどの地域活動、ボランティア活動、ソーシャルビジネス（子育て支援や介護など社会的課題の解決に取り組む事業）の起業・事業展開など多様な社会参加の促進を図ること。

（6）高齢者も安心して暮らせる地域社会

① 犯罪から高齢者を守る

街頭犯罪、侵入犯罪等の被害を防止するため、防犯ボランティアの活動支援、地域安全センター等の防犯拠点の整備や、I C Tを活用した警察等との連絡・連携を強化すること。また、事案認知時の初動対応を徹底し、水際対策、金融機関・コンビニ・企業との広報活動等の取組により、“振り込め詐欺”、悪質訪問販売（高額物品・金融商品等）などの被害を減少させるための効果的な活動を強化すること。

② 災害から高齢者を守る

高齢者など災害弱者（災害時要援護者）を守るため、改正災害対策基本法により市町に作成が義務付けられた名簿を基に、関係機関が連携し、避難訓練を実施するなど災害から高齢者を守る体制を強化すること。

③ バリアフリー化の推進

駅や公共施設などのバリアフリー化の一層の推進、幅広く段差のない歩道の整備や橋梁の歩道整備、電柱の地中化などによる車いす移動の容易化、道路横断の安全の確保などを図るとともに、公共住宅等のバリアフリー化を推進すること。併せて、駅ホーム上の転落防止柵の設置・促進に取り組むこと。

④ 住宅団地の再生で地域社会の活性化

高齢化率が高い団地等に若者世帯が入居しやすいように、リフォームに対する支援の促進、近隣の教育・保育施設の充実、交通アクセスの改善等を実施すること。

⑤ 高齢者独居世帯対策

地域住民が行う見守りなどの支援活動を推進するとともに、市町、N P Oなどが行う、買い物弱者への支援や配食、家事援助サービスなどをバックアップすること。

⑥ 高齢者虐待防止対策

高齢者虐待防止対策について、県民総合相談センター・市町・地域包括支援センター・警察の連携により、被害の早期発見、通報及び相談体制の強化を図り、被害者の保護、救済、リハビリ及びこころのケア体制の確立を図ること。

(7) その他

① 園田競馬事業の推進

園田競馬事業について、組合と関係団体が構成する協議会を設置するなど、更なる収益拡大を目指すこと。

3. 雇用対策の推進

(1) 兵庫県緊急雇用就業機会創出等事業の継続実施

深刻な雇用不安に 대응するため、国の交付金により造成した基金を活用した兵庫県緊急雇用就業機会創出等事業について、引き続き継続するとともに、安定して継続実施するための財源確保について、国へ強く要望するなどの取組に努めること。また、過労死防止に向けた対策を国と協調して取り組むこと。

(2) 働き方改革の推進

若者や女性をはじめ、だれもが社会で活躍できる環境を作るため、同一労働同一賃金の実現や、長時間労働の是正を国に強く働きかけるとともに、有給休暇取得の促進や仕事と子育て・介護を両立させる環境整備を目指す企業の取組を支援すること。

4. 持続可能な社会の構築

(1) 多様な再生可能エネルギーの推進

① 太陽光発電システムの設置推進

大規模集客施設等における太陽光発電システムの市民オーナー制やメガワットソーラー発電施設の企業オーナー制による整備を促進すること。また、学校などの公共施設等への太陽光発電システムの導入を促進するとともに、住宅用の太陽光発電システムの設置支援策を推進すること。

② 地産地消型エネルギーの推進

地産地消型のエネルギーを確保する対策として、企業や自治会、NPO法人等と連携し、太陽光発電や木質バイオマスを活用した発電など再生可能エネルギー設備の導入促進に向けた支援をさらに強化すること。

③ メタンハイドレートの本格的活用の推進

国による地質サンプル調査により存在の可能性が高まった山陰沖のメタンハイドレートについて、国に対し引き続き実用化、資源回収技術の研究を求めて、その活用を推進すること。

(2) 環境先導社会の実現に向けた取組

① 再生可能エネルギーの導入促進

再生可能エネルギーの導入目標である 100 万キロワットを達成したが、再度目標を決めて取り組むこと。また、再生可能エネルギー導入に資する技術開発等を県内企業や県民と一体となって取り組むとともに、関連企業の集積を進め、再生可能エネルギー分野へのさらなる投資拡大を促進すること。

② 水素社会実現への取組

次世代高効率水素発電の本格導入に向けた研究開発の促進や燃料電池車の普及等を国に強く求めるとともに、水素ステーションの設置推進等、水素社会実現に向けた取組を推進すること。

③ 分散型エネルギーインフラプロジェクトの取組

地域の特性を活かしたエネルギー事業導入計画（マスタープラン）の作成を進めるとともに、電力小売参入が全面自由化したことを受けて、新たな起業を支援するなど、多様なエネルギーインフラの整備を進めること。

④ 資源の回収・再生の推進

家庭で眠る使用済み携帯電話の適正な処理とレアメタル等の有用な資源の回収促進を図る「小型家電リサイクル法」の施行に基づき、県民の意識啓発のための広報やイベント等での回収を図り、県民運動をさらに推進すること。

⑤ 生物多様性の保護

市町や地域住民、事業者、各種団体、NPO等による生物多様性自然保護保全に関する活動に対し、財政面も含め、支援策を拡充すること。

⑥ 食品ロス削減の推進

食品ロス削減や生活困窮者支援に取り組むフードバンク事業に対して、積極的な支援を行うこと。

IV. 魅力ある地域づくり

1. 安心の交通ネットワークづくり

(1) 道路ネットワークの充実・強化

① 基幹道路ネットワークの早期整備

県民の経済・社会活動を支え、救急救命活動や大規模災害の際には「命の道」となる、北近畿豊岡自動車道や山陰近畿自動車道などの基幹軸道路の整備を促進するとともに、関西圏へのひと・モノの流れを創出し、関西・神戸の創生につながる大阪湾岸道路西伸部（9 期）の早期整備に向けた直轄道路事業の予算

確保及び有料道路事業の導入等を国に要望すること。また、関西3空港へのアクセスを向上させる名神湾岸連絡線の計画段階評価の早期完了・速やかな都市計画手続着手及び全国でも有数のものづくり拠点である播磨臨海地域の渋滞解消をめざす播磨臨海地域道路の早期事業化の着手に向け、あわせて国に働きかけること。

② 地域基幹道路の整備促進

地域の交流や暮らしを支える生活道路については、緊急で即効性のある維持補修に努めるとともに、未整備区間の早期整備や渋滞解消対策、問題踏切の解消をはじめ、歩行者や自転車が安全で快適に通行できる道路として整備を進めること。

③ 高速道路料金の割引格差是正

本州四国連絡高速道路と他の高速道路との料金体系の統一を図るとともに、料金割引については、観光振興、物流対策、通勤利用などの観点を重視し、大口・多頻度割引や割引格差是正を引き続き国に対し求めること。

④ 阪神高速道路の料金改定

有料道路事業枠拡大のための料金設定については、受益者負担の原則にそぐわないことから、再検討すること。

(2) 空港・港湾の機能強化

① 神戸空港を含む3空港一体運用の実現及びそれに至るまでの神戸空港の運用制限緩和

関西国際空港・大阪国際空港運営権売却が成立したことにより、今後も関西全体の航空需要の拡大に向け、神戸空港も含めた3空港一体運用を早期に実現するよう国に強く働きかけること。この実現までの間、発着枠（1日30便）、運用時間（7～22時）、国際便運航制限といった神戸空港に課せられた運用制限を緩和するようあわせて国に強く求めること。

② コウノトリ但馬空港の東京国際空港直行便の開設実現

コウノトリ但馬空港から東京国際(羽田)空港への直行便の開設の実現に取り組むこと。

③ 国際コンテナ戦略港湾・阪神港の競争力強化

国際コンテナ戦略港湾・阪神港について、ハブ機能強化に向けたインフラ整備への集中投資と集荷機能強化への支援、規制や税制に係る特例措置の実現等を国へ強く求めるとともに、モーダルシフトの推進に配慮しつつ、利用料の大幅引き下げ、内航フィーダー網の充実強化等により国際競争力を強化すること。

(3) 公共交通の維持・活性化

「ひょうご公共交通10カ年計画」に基づき、県民の生活交通を支える鉄道やバス等の地域公共交通を基本に、コミュニティバスの運行を支援するなど、

地域の実情に応じた公共交通の利便性の向上に努め、利用を促進すること。

2. 中小企業の振興

(1) 開発から販路開拓までの一貫支援

中小企業の優れた技術・アイデアを製品化し、日本各地そして世界の市場を取り込むため、工業技術支援センターや大学等と連携した研究開発や新分野進出から、確固たる販路を有する企業間連携等による販路開拓まで強力に一貫支援すること。

(2) 地域の中小企業の人手不足の抜本的な解消

若年労働者の域外流出等による著しい人口減少や深刻な労働力不足が懸念される地域において設置された協議会での議論を踏まえ、県においては、広域的な立場での人材の派遣など具体的な計画を立て、実施する支援組織をつくり、地域の実情に合わせたU J Iターンや地域内定着を促進すること。(再掲)

(3) 新規起業の促進とクリエイティブ産業の育成

新規起業を目指す人材育成や情報交換、インキュベーションの拠点となる施設や制度の整備をすすめるとともに、新たな雇用創出やまちづくりの創造、ライフスタイルの提案などによる地域活性化、農産品の6次産業化など、地域創生にもつながるクリエイティブ産業の育成、事業展開を支援すること。

(4) 地域の特色を活かしたビジネス

各地に存在する多彩な地域資源（農林水産品、観光資源、技術、伝統・文化など）を掘り起こし、品質管理の徹底、売れる商品・サービスの開発を支援することで地域資源のブランド化を進め、都市部や海外の需要を大きく取り込むなど、特色ある地域資源を活用した事業活動等への支援を拡充すること。また、第二創業を含めた創業支援事業計画に基づき、地域密着型企业及びNPO等の立ち上げを促進すること。

(5) 商店街を地域コミュニティの中心として蘇生

大型店や地域の製造業・農林水産業等との連携により商店街を買い物の場として再生させるとともに、商店街の空き店舗を活用した子育て支援・高齢者向け施設等を整備し、地域コミュニティの中心として蘇らせるまちなかバルやまちゼミ等の施策を拡充すること。また、一過性の販促イベント支援だけでなく、商店街の競争力強化に向けた、商店の再配置やテナントリーシング等に対する支援を行うこと。

(6) 下請適正取引の推進

「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」に基づき、発注者が負担すべきコストを受注者に負担させたり、合理的な理由なく価格低減を要請するなど、下請企業と元請企業の関係が不適切な関係に陥らないよう、元請け・下請企業に対する指導・助言を国等の関係機関に求めるとともに、県も協力して必要な取組を行うこと。

(7) 経営支援の充実・強化

① 中小企業関係施策の推進

多様な中小企業施策を国・県・市町ごとに「見える化」する取組を促進し、事業者の立場に寄り添った施策の周知徹底を図ること。また、施策を利用した企業の活動を動画等で広報するなど発信力を強化し、各地の中小企業のチャレンジを喚起すること。

② 経営安定化に向けた支援

制度融資や信用保証においては、新規事業や新商品の将来性を評価するなどの要件緩和を進めるとともに、過去に一時的な滞納がある中小企業においても、現在の返済状況や経営実態を考慮した上で、柔軟な信用保証対応などが図られるよう指導すること。また、中小企業・小規模事業所へのものづくり支援内容や事業資金に対するつなぎ融資の円滑化については、金融機関や商工会等と連携し推進すること。

③ 創業企業に対する金融支援

成長が期待される中小企業、とりわけ創業企業に対して担保等に依存しない資金調達等信用力の強化や企業価値の向上を図るため、技術力・経営力等の評価を支援すること。

④ ワンストップ支援の充実

ひょうご産業活性化センターと商工会議所・商工会等の経済団体、金融機関や大学等の連携によるワンストップ支援が、実効性のある経営支援となるよう積極的に関与すること。

⑤ 公共工事受注機会の確保

分離発注により地元企業を優先し、県下中小企業の公共工事受注機会の確保をさらに推進すること。

⑥ 社会資本整備の計画的推進と工事発注の平準化

地域におけるインフラの維持管理や、災害対応等を担う建設・土木関連企業が中長期的な建設投資見通しの下で着実に企業経営に取り組むことができるよう、社会資本整備の計画的推進、公共事業予算の安定的確保に努めるとともに、限られた人材を有効活用できるよう債務負担行為を積極的に活用して工事発注を平準化すること。

⑦ 建設技能者の担い手育成の推進

建設技能者の深刻な担い手不足を解消するため、三田建設技能研修センター等の施設や業界団体が行う担い手の確保・育成に向けた取組を強力に支援すること。

⑧ 先端ものづくり産業への参入支援

航空機や環境・エネルギー分野など次世代産業分野への新規参入や事業拡大等を目指す県内中小企業等の連携による生産体制整備を支援すること。

⑨ 小規模事業者のIT化への支援

小規模事業者のIT活用による事業拡大や新分野への参入を促進するため、小規模事業者のIT導入を支援すること。(再掲)

3. 農林水産業の振興

(1) 農業生産基盤の整備・保全

① 農地や水利施設の整備

農業生産基盤の整備・保全を図り、農地中間管理機構と連携した水田の大区画化・汎用化や、ほ場整備、ため池・用排水など農業水利施設の長寿命化・耐震化が遅滞なく推進できる事業費、削減前の予算が確保できるよう、国へ強く働きかけること。

② 耕作放棄地の再生利用

耕作放棄地について、国の制度を活用するなどにより再生を推進し、農地中間管理機構の整備・活用等による農地の集積、集約化を図ること。

(2) 次世代施設園芸モデルの拡充

流通業者や加工業者などの異業種と連携した生産体制の確立や、大学や研究機関等との連携による先端技術を駆使した次世代の施設野菜団地の整備など、地域の特性に応じ、国際化にも対応した次世代型の施設園芸モデルの取組を支援し、都市近郊の立地等を活かした生産拡大を充実すること。

(3) 担い手対策

① 多様な担い手の活躍

地域農業の担い手の法人化を進め、認定農業者を人・農地プランの中核経営体として育成するとともに、女性、若者、障がい者など、多様な担い手の活躍を促進すること。

② 担い手への農地集積

担い手が利用する農地面積の割合を増加させることを目指し、農地中間管理機構等が農地集積による生産性の向上や、集落営農組織等への移行や意欲ある

担い手（若者、再就業者、U J I ターン）の育成を図り、後継者等の就農を促進し、小規模農業地域の維持・保全に努めること。

（４） 6次産業化の促進

農業経営の多角化・複合化・法人化等を進め、農林漁業成長産業化ファンドの拡充・活用や、医福食農連携など多様な業種との連携による農林水産業の高付加価値化を推進し、地域の活性化に繋げることとともに、NPOや企業の参入支援策など多様な担い手の育成を図りながら、産業としての農業を再構築すること。

（５） 畜産の振興

畜産物のブランド力や競争力を強化し、生産基盤の拡大を図るため、神戸ビーフ等のブランド力を備えた畜産物の食品加工工場建設の推進や、首都圏・海外へのPR活動の強化、新たなブランド開発、技術開発の推進、後継者の育成などの畜産の振興に一層取り組むこと。

（６） 酪農の産業競争力強化

農協と食品企業等との連携によるプラント等の設備整備支援や、収益力向上に取り組む地域ぐるみの体制の構築、特徴ある飼料を活かしたブランド化、効率的な酪農経営のための協業化や法人化、民間企業参入による農場の規模拡大、労働環境改善による新たな担い手確保を推進すること。

（７） 鳥獣被害対策とジビエ活用

中山間地域や阪神北部等の都市部において、シカ、イノシシ、サル、アライグマ等の有害鳥獣による被害が発生し、農林業従事者の意欲を減衰させていることから、狩猟者の確保や防護柵などの設置支援、適正な個体数管理、さらにはシカ肉処理加工施設の整備を促進し、地域資源であるジビエ（シカ、イノシシなど野生鳥獣の肉）を活用した地域活性化を図ること。また、鳥獣の保護・管理について広域対応を行う仕組みの検討や、さらなる規制緩和のほか、狩猟者を定着させるため、狩猟免許の有効期間延長や更新手続きの簡素化について国に求めること。

（８） 林業の振興

① C L T（直交集成板）などの普及

C L T（直交集成板）など新たな木質材料工法を普及させ、建築物における木材利用等を促進すること。県内の公共事業において、C L Tを使用した採択件数の目標を明確にすること。

② 発電設備導入の支援

企業や市町等が取り組む、県内の未利用間伐材や林地残材による木質チップ製造や木質バイオマスを活用した発電設備導入を支援し、再生可能エネルギーの普及・拡大に努めるとともに、資源循環型林業の構築に取り組むこと。

③ 「兵庫県立森林大学校」の円滑な運営

県内の林業の振興と人材の育成を図るため宍粟市に設置する「兵庫県立森林大学校」について、県立山崎高等学校森林環境科学科及び兵庫木材センターと連携して円滑な運営を図ること。

(9) 水産の振興

① 県産水産物の消費拡大

首都圏へのプロモーションや、量販店等での対面販売、漁港での直販活動により、漁業の収益性向上を図るとともに、県産水産物の生産・消費拡大を促進すること。

② 瀬戸内海環境保全特別措置法改正法に基づく施策の推進

昨年、制定された瀬戸内海環境保全特別措置法改正法の趣旨に基づき、藻場や浅場等の漁場整備、瀬戸内海海域の栄養塩管理の促進、栽培漁業技術の開発に取り組むこと。また、河川土砂等の海域への供給など豊かな漁場の再生に向けた総合的な取組を進めること。

③ 漁業者の育成

経営感覚に優れた漁業者の確保を図るため、研修制度の充実や漁船の貸与など、漁業者の育成に努めること。

(10) 農林水産物の輸出促進

品目別・国別の農林水産物等の輸出戦略により、神戸ビーフ・淡路島玉ねぎ・丹波黒大豆・朝倉さんしょ・コウノトリ育むお米など、兵庫の食文化・食産業のグローバル展開を加速させ、輸出エリアや輸出量の拡大を図ること。

(11) 都市農業の振興

都市住民の農業体験等に対するニーズの高まりに対応するため、学習講座の開催や都市農業への啓発活動を行うとともに、市民農園や農業体験施設整備への支援をさらに充実すること。また、「都市農業振興基本法」施行に伴い、都市農地の有効活用や適正保全を図るための具体策などを盛り込んだ地方計画を早急に策定すること。

(12) 「県産県消」の推進

「おいしいごはんを食べよう県民運動」及び米飯学校給食の拡大を図るとともに、学校給食に県産農水産品を積極活用できるよう市町への支援強化を図るな

ど、県産農林水産物の県内消費を推進すること。また、児童生徒に対して、学校給食園の設置を促進し、食育を推進すること。

4. 観光産業の振興

(1) 「ホストシティ・タウン構想」の推進

グローバル化や観光振興推進の観点から、東京オリンピック・パラリンピックに向けた「ホストシティ・タウン構想」において、本県としても市町と連携して積極的に関わり、参加国との人的・経済的・文化的な交流を図ること。

(2) 訪日外国人観光客等の県への誘客推進

東京周辺やゴールデンルート（東京～富士山・箱根～京都・大阪）など訪日外国人の需要が集中している地域からの来県需要を創出するべく、国土交通省認定の広域観光周遊ルート「せとうち・海の道」と「美の伝説」を活かし、地域間の広域連携を強化して情報発信力を高めるとともに、ストーリー性に富んだ多様な観光ルートを開発・提供し、海外へ積極的に発信すること。

(3) 訪日外国人観光客等の受入れ体制の強化

外国人観光客等がスムーズに移動できるよう、交通の利便性の確保、バリアフリー化、AR（拡張現実）技術を活用した多言語対応や観光案内の改善・充実強化、無料公衆無線LAN環境等のハード面の整備を進めるとともに、ハラール（イスラム法において合法的な食品など）等の導入促進等、ソフト面の環境整備も合わせて推進すること。

(4) 県内観光資源開発の推進

瀬戸内海国立公園（六甲地域）について、遊休施設を活用することでブランド力の強化を図り、訪日外国人観光客を呼び込み活性化を図るなど、県内各地で埋もれているが磨けば光る観光資源の開発を積極的に推進し、県内の観光産業の振興に努めること。

(5) 専門職大学の設置

但馬内外から多様な学生を受け入れ、但馬地域で暮らし、働く若者の増加を図るため、但馬で職業技術を学ぶことのできる但馬技術大学校をベースとし、観光、コミュニケーション分野も学ぶことのできる専門職大学を設置すること。

(6) 新たな国内旅行環境の整備

① ユニバーサルツーリズムの促進

高齢者・障がい者を含む誰もが旅行を楽しむことができる環境を整備するため、バリアフリー情報の提供や旅行者へのサポートなど地域の受入体制を強化するほか、高齢者等が参加しやすい旅行商品の開発・普及を図り、ユニバーサルツーリズムを促進すること。

② テーマツーリズムの推進

ツーリズム人材の育成・確保を行うとともに、県内の芸術文化施設並びに平成の大改修が終了した世界遺産「姫路城」をはじめとする歴史関連施設等への来訪者、リピーターの拡大をめざし、テーマツーリズムの総合的な振興を図ること。また、瀬戸内海沿岸各県等と連携し、岡山空港や鳥取空港を活用したルート開拓、瀬戸内海地域振興策をさらに強化すること。あわせて、山陰海岸ジオパークを含めた県内観光施設の情報発信力を強化すること。

V. 活力ある地域づくり

1. 女性の活躍と子育て支援

(1) 子育て環境の整備

① 「子ども・子育て支援新制度」の着実な推進

都市部における待機児童の解消や、地方部での子どもの育ちに必要な集団の場の提供など、認定こども園のさらなる設置促進に向け、施設整備支援の拡充や移行促進のためのインセンティブの付与、市町が柔軟に対応できる制度設計、人員の配置及び設備・運営基準に係る地方裁量の拡大とともに、これらに伴う財源の確保を国に求めること。また、病児・病後児の預かり、小規模保育や家庭的保育（保育ママ）、保育支援をコーディネートする専門の相談員（保育コンシェルジュ）などの多様な子育て支援施策に取り組み、「子ども・子育て支援新制度」を着実に推進すること。

② 幼児教育の無償化

地域創生の人口自然増対策において必須となる子育て環境の充実、なかでも全ての子どもの質の高い幼児教育を保障するための認定こども園・幼稚園・保育所等の幼児教育無償化を国の制度として早期に実現するよう、財源の確保を行うことを国に強く要望すること。

③ 企業への取組支援

ワーク・ライフ・バランスの更なる普及を図るため、男女ともに育児・介護

休業の取得の推進をはじめ、長時間労働の見直しを図るとともに、事業所内保育所に対しての整備を推進すること。

④ 妊娠・出産・産後の切れ目のない支援の推進

妊娠・出産、そして出産直後の母と子をサポートする切れ目のない支援を推進するとともに、市町における子育て世代包括支援センターの整備・推進を支援すること。

⑤ 放課後対策の充実

学童保育における待機児童問題を解消するとともに、子どもたちが安心・安全な居場所を確保するために、学校・行政・地域が一体となって、子どもの居場所づくりを進める「ひょうご放課後プラン事業」について、定員の拡充や開設時間の延長など地域の実情に沿った運営の充実を図ること。

⑥ アレルギー疾患対策の推進

国や県・市町、学校等の責務を明確にした「アレルギー疾患対策基本法」に基づき、学校、幼稚園、保育所、学童保育等への情報提供を徹底するとともに、適切な相談・治療を受けられる体制を整備すること。

⑦ 児童虐待対策の強化

児童虐待防止対策については、こども家庭センターを核として、市町、警察、医療機関など関係機関とのネットワークを一層強化し、児童の安全確保を最優先し、相談・指導・一時保護体制等のさらなる充実を図ること。また、乳児健康診査を受けていない未健診児、不登校児の調査を速やかに実施するとともに、関係機関が連携を図り児童虐待等への対応を行う「要保護児童対策地域協議会」の活動内容の充実を支援すること。さらに、児童養護施設等の運営にかかる財政的支援の拡充を行うこと。

⑧ 里親制度の充実

里親制度を推進するため、養育里親の育成・支援とともに、普及啓発等の充実を図ること。

(2) 女性特有のがん対策の推進

乳がん及び子宮頸がん検診の無料化を継続するよう国に求めるとともに、がん検診の推進強化をめざす「コール・リコール制度」の積極的な導入を図り、市町への取組支援と併せ、事業所や関係機関と連携し、さらなる普及啓発を進め、がん検診受診率の向上に努めるとともに、財政的支援を国に要望すること。(再掲)

(3) 女性への就労支援

① 再就職の支援

子育て等によって離職した女性の再就職を支援するための受け入れ先を中小企業だけでなく、NPO法人等にも拡大するとともに、マザーズハローワークとの連携を進め、着実な拡充を図ること。また、女性人材のデータベース化を

図り、企業へ情報提供するなど再就職を支援すること。

② 起業の支援

女性就業相談室における再就業や起業等に向けた個別相談、職業紹介の充実強化に向け、ハローワークやひょうご産業活性化センター等との連携を一層推進するとともに、起業や第二創業をめざす女性起業家支援事業については、補助金及び貸付限度額の拡充とともに、補助対象者の拡大を図ること。

③ 教育訓練の推進

育児や介護等で離職した人の再就職に向けて行われている教育訓練については、国の教育訓練給付金と併せて、同給付金受給資格がないなどの県内在住者を対象とする育児・介護等離職者再就職準備支援事業を積極的に進め、効果的な制度となるよう推進すること。

(4) 女性の活躍推進

① 実効性ある計画の実施

女性活躍推進法に基づく法定事業主行動計画の実施については、女性の積極採用、積極登用及び評価の取組の推進など、その実効性を確保すること。

② 男女共同参画社会の実現

男女共同参画プランに基づき、主に女性の活躍推進に特化した、男女ともに暮らしやすい社会の実現をめざす取組を推進すること。

③ 女性活躍企業の掘り起しと支援

県内の企業・事業所等における女性の活躍を推進するため、関係団体等との女性活躍推進会議の開催や、女性活躍に関する様々な情報共有等を行い、積極的に「女性活躍企業」の掘り起しに努めること。

(5) 女性へのDV対策の推進

女性に対するDV対策基本計画の実効ある取組、普及啓発に努めるとともに、DV被害の早期発見、通報・相談体制の強化を図るため、女性家庭センターを充実すること。また、DV被害者の自立のための住宅の確保を図り、自立支援に当たるカウンセラー、ケースワーカーなどの人材育成、確保、配置を一層推進するとともに、NPOなど民間支援団体のシェルター運営等の活動に対する財政支援を引き続き講じること。

2. 若者の活躍を促す環境づくり

(1) 若者の活躍による地域活性化

① 地域おこし協力隊の推進

都市地域から過疎地域等へ住民票を移し、地域に居住して地域協力活動を行

う「地域おこし協力隊」事業の取組を積極的に進めること。(再掲)

② 地域のにぎわいの創出

中心市街地・商店街等のにぎわい創出や、若者自身が企画・実行し地域活性化に挑戦する取組、様々な技能・経験・知識を活かして地域に貢献できる仕組みづくりを推進し、若者等が地域で活躍できる環境整備を進めること。

③ 能力開発の推進

新たな専門性を身につけたい人の職業能力開発や、民間機関等を活用した能力開発の推進を図ること。

④ 大学との連携による地域貢献人材育成と県内企業への就職促進

県内の大学生の力を集結し、地域連携・人材育成拠点となる施設の整備や、大学と連携した県内企業のインターンシップを支援し、学生の県内就職を促進すること。

(2) 若者雇用対策の推進

① ニート対策等の強化

「わかものハローワーク」等の就職支援体制を強化するとともに、「地域若者サポートステーション」などニート・ひきこもり対策を強化すること。また、民間企業での就労体験において、社会人として必要な知識、技能などを習得させ、正規雇用に結び付ける活動を強化すること。

② 「ブラック企業」・「ブラックバイト」の根絶

成立した「青少年の雇用の促進等に関する法律（いわゆる若者雇用促進法）」の趣旨に基づき、労働法令違反が疑われる企業への監督指導や、若者の離職率が高い業種での雇用管理の改善を進め、「ブラック企業」・「ブラックバイト」を根絶するよう、国に求めるとともに、県も協力して必要な施策を推進すること。

③ 雇用のミスマッチ予防

高校生に対するトライやる・ワーク、インターンシップ等の拡充を図り、雇用のミスマッチ予防や、就職支援に努めること。

④ 菓子職人(パティシエ)資格制度の創設

本県が誇る菓子・スイーツを世界に発信すべく、世界で活躍できる菓子職人(パティシエ)を養成する本県独自の資格制度を創設するための協議会を立ち上げ、早期に資格制度を創設すること。

(3) 若者の創業・起業支援

「創業促進補助金」等の活用、創業スクールの実施など、若者等の創業・起業支援を推進すること。

(4) 就職活動への経済的支援

学生の就職支援を行う企業やNPOと、UJIターンの促進のため、連携を

強化すること。また、U J I ターンの就職活動は交通費等の負担が大きいため、経済的負担に配慮した積極的な支援を実施すること。

(5) 「域学連携」・「産学金官連携」の推進

地域と大学が協同して地域再生・地域づくりに取り組む「域学連携」や、ひょうご産学官連携コーディネーターの活動促進及び兵庫県COEプログラムを推進することで、産業界や金融機関とも連携してイノベーションを創出する「産学金官連携」を推進すること。

3. 教育の充実

(1) 教育委員会の機能強化

新しい教育委員会の体制の下、いじめなど重大な事案等様々な学校現場で発生する問題に迅速かつ適切に対応する危機管理体制の構築を図ること。また、教育委員に多様な人材を登用すると共に不断の改革を行ない、更なる教育委員会の活性化を促進する取組を推進すること。

(2) 時代変化に適応した教育の推進

① 新しい教育への転換

県立高校で実証・研究を行っているICTを活用した授業の成果や課題の検証結果から、新しい教育への普及を図っていくこと。

② 小中一貫教育の推進

義務教育9年間の教育活動を理解した上で、学力の向上をめざし、「中一ギャップ」・いじめや不登校などの教育問題に対応するため、全県下に小中一貫教育を推進すること。県内3地域での小中一貫教育調査研究事業を進め、各市町における小中連携・小中一貫教育の取組を積極的に支援していくこと。

③ グローバル人材教育の推進

語学教育の強化や国際交流機会の拡大等により、国際的に活躍できる人材育成の取組を強化し、引き続きスーパーグローバル・ハイスクール校の拡充をはかること。

④ 持続可能な発展教育の推進

環境や多文化への理解を深める教育を行い、持続可能な社会をめざす国際的人材を育成する取組である「国連持続可能な発展のための教育」を実践するユネスコスクールについて、引き続き県内の中学校・高等学校へ周知及び普及促進を図ること。

⑤ 栄養教諭の配置促進

食生活の改善と健康増進をめざし、先進的取組の情報を共有し、親子に対す

る食の正しい知識と文化を身につける食育を推進するとともに、特に中学校への栄養教諭の積極的配置を推進すること。

⑥ 薬物乱用防止のための教育の充実強化

危険ドラッグなど薬物乱用防止のため、薬物に対する正しい知識、危険性を理解させるための教育を充実強化すること。

⑦ 主権者教育の充実

政治に対する関心を高め、政治的中立のもと、積極的に社会参加する力を育むため、教員の指導実践研究を検証しながら、初等中等教育における主権者教育を推進すること。

⑧ 社会保障制度に係る学習の推進

社会保険労務士等の専門家による学校教育における年金・介護・医療保険など、社会保障制度に係る学習の更なる推進を行うこと。

⑨ 多文化共生社会の実現を目指す教育の推進

特定の人種や民族に対して差別や憎しみをあおる言動であるヘイトスピーチについて、いわゆるヘイトスピーチ規制法の趣旨に基づき、教職員が人権尊重を基盤に、多文化共生社会の実現を目指す教育を推進すること。

(3) 国際平和教育の充実《最重点要望事項 3》

国際平和教育をさらに推進するため、国際平和教育を次期「ひょうご教育創造プラン」の柱の一つとするよう、検討を進めること。また、その位置づけの元で、義務教育9年間及び高等教育までを見通した未来志向の国際平和教育推進計画を策定し、国際平和教育を充実すること。

(4) 教員の資質、指導力向上

① 教員の能力向上対策と倫理観の醸成

教科指導や生徒指導における教員の能力向上のため、研修等の強化を図るとともに、教員による不祥事の根絶に向け、高い倫理観と使命感の醸成に努めること。

② 教員の多忙化対策の強化

授業以外の事務や会議、部活動の指導など、学校業務の改善に努め、教員の多忙化対策の充実強化を図ること。

③ 若手教員の指導力向上

若手教員の教科指導・学級運営等の指導力向上を図るため、継続してベテラン教員や再任用教員を活用し、学級経営指導員の充実を図ること。

④ 部活動の維持・環境の支援

部活動を維持するための指導者の育成・確保、地域のいきいき運動部活動支援員の配置を拡充するなどサポート体制を確立するとともに、財政支援を図ること。そして部活動指導等における体罰の禁止や十分な安全管理について、現

在実施している対応策の成果を定期的に確認し、体罰防止の教員への徹底を図ること。

(5) 安全・安心な教育環境の整備

① 子どもの見守り体制の強化

「いじめ防止対策推進法」の理念に則り、「いじめ対応マニュアル」を活用して、いじめやその兆候を早期に発見し、学校現場において迅速かつ適切に対処することができるよう、「学校支援チーム」や「市町スクールソーシャルワーカー配置補助事業」など各取組の効果ある実施を図ること。

② アレルギー性疾患対策の推進

学校におけるアレルギー疾患対応マニュアルの活用を徹底し、学校現場でのアレルギー性疾患対策を推進すること。特にエピペン等を用いた児童生徒のアナフィラキシー発症時の緊急時対応について、教員等への研修を拡充すること。

また、学校給食でのアレルギー対応のメニューなど充実を図ること。

③ こころの相談支援対応の強化

児童・生徒のこころの相談に対応するスクールカウンセラーやキャンパスカウンセラーを拡充し、学校・保護者・諸機関と連携して効果的な活用を進めるなど、不登校等に対する教育支援体制を強化すること。また、中高生（思春期）の心の問題（精神疾患）に対応するため、教職員研修の充実と精神科医との連携体制を確立すること。

④ スクールソーシャルワーカーの配置の充実について

教育と社会福祉の両面に関し専門的な知識を有するスクールソーシャルワーカーについては、国のスクールソーシャルワーカー活用事業により県内各教育事務所等に配置されているが、児童生徒の問題行動の背景にある、家庭や学校、友人、地域社会などにおける解決の難しい事案はますます複雑化していることから、政令市・中核市以外の市町教育委員会へのスクールソーシャルワーカー直接配置について、市町と連携し国へ要望すること。

⑤ 学校施設の安全確保推進

高等学校等の学校施設の耐震改修を前倒しし、早期に 100%を達成するとともに、天井や窓ガラス、壁等の非構造部材の耐震化も促進すること。

⑥ 学習環境の改善

冷暖房設備の整備、洋式トイレへの改修及びエレベーターの設置を促進するとともに、緊急時の避難所としての役割も考慮し、学校のバリアフリー化を推進すること。特に、特別支援学校分教室等の併設高等学校には必ずエレベーターを設置すること。

(6) 特別支援教育の充実

① 環境・体制の整備

特別支援学校の教室不足の解消等ハード面での整備などを進めるとともに、受け入れ体制を引き続き充実させ、障がいの重度・重複化や多様化等の個々の児童生徒ニーズに応じた教育の充実と、保護者や医療、福祉などの外部関係機関に対する学校の窓口、連絡調整役である「特別支援教育コーディネーター」や教員の専門性向上、特別支援教育の加配教員の充実、特別支援教育支援員の配置促進等ソフト面での支援を推進すること。また、卒業後に備えた自立教育及び就業支援を拡充すること。インクルーシブ教育の推進を図り、共に学べる教育環境の整備を推進すること。さらに、特別支援学校教員の技術向上と計画的な人材育成を行うこと。

② 特別支援学級への対応

市町における特別支援学級においては、聴覚障がい者対応など特徴ある技術を有する教員の市町単位での育成・確保が困難であることから、県で対策を講じること。

③ 「専攻科」の設置

大人への成長の過程をよりゆとりあるものとするため、特別支援学校高等部に「専攻科」を設けるよう国に働きかけるとともに、兵庫県が先行して実績づくりを図ること。

(7) 奨学金等の充実

意欲と能力のある若者が、家庭の経済状況によって高校等への進学断念や退学を余儀なくされることのないよう、授業料減免を充実させるとともに、奨学金については、無利子奨学金のより一層の充実を図ること。また、高校生等が安心して教育が受けられるよう、奨学のための給付金を継続すること。所得連動返還型奨学金制度の拡充や給付型奨学金の創設について国に要望すること。

(8) 私学教育の支援

少子化が続く中での学校経営の健全化のため、私立学校教育に対する経常費の確保、IT環境の整備支援、耐震化の補助など各種支援策の充実及び私立高等学校等生徒に対する就学支援を継続すること。

(9) 多様な学びの推進

① 学校に行けなくなった子どもたちが安心して学べる環境づくり

学校以外のフリースクールなど多様な学びを推進するとともに、フリースクール通学定期券の発行や教科書の配布がスムーズに行われるよう、不登校やひきこもりで学校に行けなくなった子どもたちが安心して学べる環境づくりを推

進すること。

② **夜間中学での学び直しの機会の拡大**

不登校や虐待などで中学校の授業の大部分を欠席し、実質的に義務教育を受けていない人の夜間中学での学び直しの機会拡大を支援すること。

③ **「ひょうごがんばりタイム」の継続**

放課後を活用した学力向上方策に取り組む市町を応援する「ひょうごがんばりタイム」を継続実施すること。

(10) **子どもが読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備・拡充**

① **読書環境の整備**

子どもの「読書離れ」「活字離れ」が指摘される中、すべての子どもがあらゆる機会と家庭、学校、図書館等あらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができる環境を整備すること。

② **読書意欲の向上**

学校図書館においては、蔵書の計画的な整備や学校司書の配置等を進め、ブックスタートや読み聞かせ、朝の読書活動の他、読書感想や読書希望リストを記入する「読書手帳」の配布等読書意欲向上を促進すること。

(11) **その他**

① **自転車通学者の安全対策**

自転車通学者に対して交通安全教育を徹底するとともに、条例により、自転車損害賠償保険等の加入が義務化になっていることから、保護者に対しても加入への促進勧奨を行うこと。